

○厚生労働省告示第九十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第三百三十八号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の一般病棟に入院した患者であつて、平成二十年四月一日以降引き続きこの告示の別表11の診断群分類点数表に掲げる分類区分により費用を算定するものについては、同表8の規定にかかわらず、同年二月までに療養に要する費用の額として算定した額と、同月までの療養について同年三月三十一日における療養に適用する同表11の診断群分類点数表に掲げる分類区分により算定した額との差額を、同月分の費用の額を算定する際に調整し、退院の日において調整する場合には、同年四月分以降の費用の額について調整し、この場合において、入院期間の起算日は入院の日とする。また、この告示の別表13中区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料（注1ただし書に規定する準7対1入院基本料を算定する病院（別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものを除く。）に限る。）及び区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料（注1ただし書に規定する準7対1入院基本料を算定する病院であつて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものに限る。）並びに別表14中区分番号A100に掲げ

る一般病棟入院基本料（注1ただし書に規定する準7対1入院基本料を算定する病院（別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものを除く。）に限る。）及び区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料（注1ただし書に規定する準7対1入院基本料を算定する病院であつて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものに限る。）に係る規定は、平成二十年七月一日から適用するものとする。

平成二十年三月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

1 診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であつて、別表11の診断群分類点数表に掲げる分類区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号ま

で掲げる療養に限る。)に要する費用の額は、別表により算定するものとする。

一 当該病院に入院した後二十四時間以内に死亡した患者又は生後一週間以内に死亡した新生児

二 治験(薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第十六項に規定する治験をいう。)の対象患者

三 臓器の移植術を受ける患者(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。))区分番号K014に掲げる皮膚移植術、区分番号K514|4に掲げる同種死体肺移植術、区分番号K514|6に掲げる生体部分肺移植術、区分番号K605|2に掲げる同種心肺移植術、区分番号K605|4に掲げる同種心肺移植術、区分番号K697|5に掲げる生体部分肝移植術、区分番号K697|7に掲げる同種死体肝移植術、区分番号K709|3に掲げる同種死体膵移植術、区分番号K709|5に掲げる同種死体膵腎移植術、区分番号K780|2に掲げる生体腎移植術、区分番号K922に掲げる骨髓移植又は区分番号K922|2に掲げる臍帯血移植を受けるものに限る。)

四 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号に規定する先進医療である療養を受ける患者

五 医科点数表区分番号A106に掲げる障害者施設等入院基本料、区分番号A306に掲げる特殊疾患入院医療管理料、区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料、区分

番号A308―2に掲げる亜急性期入院医療管理料、区分番号A309に掲げる特殊疾患病棟入院料、区分番号A310に掲げる緩和ケア病棟入院料又は区分番号A400に掲げる短期滞在手術基本料（3を除く。）を算定する患者

六 その他厚生労働大臣が別に定める者

2 前項に規定する療養以外の療養に要する費用の額は、医科点数表若しくは診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）又は保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）により算定する。

3 第一項の規定による療養に要する費用の額の算定を開始する日の前日までに入院した患者に係る療養のうち、当該開始する日から二月以内に行ったものに要する費用の額の算定については、前項の規定の例による。

